

高知県人権教育推進協議会設置規程

（目 的）

第1条 高知県教育委員会は、高知県における人権教育を総合的に推進するため高知県人権教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

（任 務）

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議し、高知県教育委員会に対し意見を述べる。

- （1）人権教育の推進方策に関すること。
- （2）人権教育の拡充・強化に関すること。
- （3）その他、人権教育推進上必要な事項に関すること。

（組織等）

第3条 推進協議会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- （1）就学前・学校教育関係者
- （2）社会教育関係者
- （3）人権問題に関し識見を有する者
- （4）行政関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第1号、第2号又は第4号に該当する委員が委嘱又は任命されたときにおける当該職を失ったときは、委員を辞したものとみなす。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（会長及び副会長）

第4条 推進協議会に、会長1名及び副会長2名を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会 議）

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員)

第6条 推進協議会は、専門的事項の調査、研究又は協議が必要と認められる場合には、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員又は委員以外の者から教育長が会長と協議して委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査、研究又は協議が終了したときは専門委員を辞したものとみなす。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、人権教育・児童生徒課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成10年8月24日から施行する。

2 初回の推進協議会は、第5条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月4日から施行する。